

岩手県告示第625号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の11において準用する同令第37条の4第2項の規定により、指定情報公表センターとして指定を受けた法人から次のとおり変更する旨届出があった。

平成24年9月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
財団法人岩手県長寿社会振興財団	法人の名称	財団法人岩手県長寿社会振興財団	公益財団法人いきいき岩手支援財団	平成24年8月1日